

○瑞浪市附属機関及び懇談会等の会議の傍聴に関する要綱

平成29年 6 月15日告示第94号

(趣旨)

第 1 条 市の附属機関及び懇談会等の会議（以下「会議」という。）の傍聴については、他に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(傍聴の申し出)

第 2 条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、自己の氏名及び住所を会議傍聴受付簿（様式第 1 号）に記載しなければならない。

2 会議を統括する者（以下「議長等」という。）は、必要があると認めるときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴できない者)

第 3 条 次の各号の一に該当する者は、会議の会場に入場することができない。

- (1) 銃器、棒その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（次条第 1 号の規定により撮影又は録音することにつき議長等の許可を得た者を除く。）
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 異様な服装をしている者
- (9) その他議事を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第 4 条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 傍聴人は、会議の会場において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはな

らない。ただし、特に議長等の許可を得た場合は、この限りでない。

- (2) 会議の会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明してはならない。
- (3) ビラ等を配布してはならない。
- (4) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたててはならない。
- (5) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしてはならない。
- (6) 帽子、外とう、えり巻の類を着用してはならない。ただし、病気その他の理由により議長等の許可を得たときは、この限りでない。
- (7) 飲食又は喫煙をしてはならない。
- (8) みだりに席を離れてはならない。
- (9) 審議中は、みだりに入退室をしてはならない。
- (10) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- (11) 携帯電話は、電源を切る又はマナーモードにし、使用してはならない。
- (12) その他会議の会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしてはならない。

(退場等の措置)

第 5 条 傍聴人が、この要綱に違反したときは、議長等は退場を命じることができる。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴について必要な事項は、議長等が会議に諮ってこれを定める。

附 則

この要綱は、平成29年 7 月 1 日から施行する。